

令和4年第4回水戸市議会定例会

陳情文書表

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 8 号	4 . 11 . 11	行政不服審査法による審査請求の対応及び事務改善について	<p>《陳情趣旨》 令和元年7月30日付の下水道事業受益者負担金変更決定通知書兼受益者負担金徴収猶予・減免決定通知書について不服があったため、令和元年8月19日付で審査請求を行ったが、現在まで解決に至っていない。また、審査手続、法令等の解釈及び条例等の規定についても疑問点が多く、適正で迅速な対応になっていない。規定等の見直しを含め事務の改善も併せてお願いしたい。</p> <p>《陳情事項（主な経緯等）》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年7月30日 水戸市上下水道事業管理者から下水道事業受益者負担金変更決定通知書兼受益者負担金徴収猶予・減免決定通知書が送付された。決定通知書の教示に「この処分について不服があるときは、水戸市長に対して審査請求ができる」とあった。 2 令和元年8月19日 水戸市長に対し審査請求書を提出 3 令和2年6月30日 水戸市長から「水戸市行政不服審査会へ諮問を行った」との通知があった。 4 令和2年11月10日 水戸市行政不服審査会から審査庁である水戸市長宛て意見書が提出された。審査会の意見として、「審理手続上に重大な疑義があり、答申を行うことができないとあり、審査庁である水戸市長は本件諮問を取り下げるとともに、改めて審理員を指名し、審理手続を行うなどの措置を講じた上、審査会への諮問を行われない。」とあった。 5 令和3年1月12日 水戸市長から「水戸市行政不服審査会への諮問取下げ」について通知があった。 6 令和3年2月9日 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例及び同施行規程等に疑問な点があり、総務法制課宛て内容の照会を行ったが、回答は原則担当課（処分庁である下水道管理課）であるとして総務法制課からの回答はなかった。 7 令和3年5月20日 水戸市上下水道事業管理者から審理員として、同局の水道部水道総務課長を指名した旨の通知があった。審理員の指名は行政不服審査法第9条により審査庁が行うことになっているが、審査庁は水戸市長であるという行政不服審査会の指摘にもか 	建 設 企 業

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>かわらず管理者が行っている。その後の手続も前回同様であり、再諮問も行われていない。審査庁が諮問を行わないことは裁決の取消事由（最判昭昭和50年5月29日民集第29巻5号662頁）となっている。</p> <p>8 令和3年10月6日 水戸市上下水道事業管理者名で審査請求に関わる経過について通知があった。この中で「審査庁が上下水道事業管理者であることから、行政不服審査法第43条第1項に規定される審査庁が地方公共団体の長である場合に該当せず、水戸市行政不服審査会への諮問は行われません。」との記載があった。しかしながら、なぜ審査庁を水戸市長から上下水道事業管理者に変更したのかについての記述はなかった。</p> <p>9 令和4年1月12日 上記の件について、下水道管理課を訪問し、審査庁が変更になった理由について確認したところ、令和3年1月22日第二小法廷判決によるものであることが判明した。これは兵庫県の文書開示にかかる病院事業管理者及び知事の不作为について争った裁判である。下水道管理課はこの判例を基に現在行われている審査請求に当てはめようとしているが、判例とは、具体的事例について争うものであり、不作为についての判決を処分についても当てはめようとするのは不適切である。しかも審査事務の手続は実質的に処分庁である下水道管理課が行っており、令和3年10月26日付の裁決書には、水戸市上下水道事業管理者が処分庁であり、審査庁であるとして裁決を行っている。このような対応は、到底納得できない。行政不服審査法の目的等として、「行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」としている。</p> <p>よって、この件については、水戸市行政不服審査会の意見書のとおり、まず水戸市長が改めて審理員を指名し審理手続を行うなどの措置を講じた上で、審査会へ再諮問を行うのが筋であると思われる。また、改めて、基本とすべき条例、規程等の見直しをお願いしたい。</p>	